

# 神田外語大学における研究資金等の不正防止計画

令和4年3月25日策定

神田外語大学（以下、「本学」という。）では、「神田外語大学における研究資金等の不正使用防止に関する基本方針」に基づき、研究資金等に係る不正防止計画を以下のとおり策定し、実施する。

## 1. 機関内の責任体系の明確化

| 項目                      | 不正を発生させると思われる要因               | 不正防止の取組   |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| 研究資金等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 | 研究資金等の運営・管理に関する責任者と権限が明確ではない。 | 最高管理責任者（学長）は、適切なリーダーシップを發揮し、不正防止対策の基本方針や不正防止計画の策定にあたり理事会等で審議を主導するとともに、不正防止に向けた取組を促し、構成員の意識の向上と浸透を図る。                      |
|                         |                               | 統括管理責任者（事務局長）は、不正防止対策の基本方針に基づき、コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画を定めるとともに、それらの実施を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を行なう。  |
|                         |                               | コンプライアンス推進責任者（総務部ゼネラルマネージャー）は、統括管理責任者の指示のもと、コンプライアンス教育や啓発活動を実施するとともに、研究資金等が適切に管理・執行されているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。          |
| 監事に求められる役割の明確化          | 研究資金等の運営・管理に関する監事の役割が明確ではない。  | 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、およびモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に適切に反映・実施されているかについて、機関全体の観点から確認するとともに、理事会等で定期的に報告し、意見を述べる。 |

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

| 項目                               | 不正を発生させると思われる要因                               | 不正防止の取組  |
|----------------------------------|---|--|
| コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） | コンプライアンス教育や啓発活動が定期的に行われず、形骸化し、意識向上の機会が提供されない。 | コンプライアンス推進責任者は、研究資金等の運営・管理に関わるすべての構成員を対象にコンプライアンス教育や啓発活動を実施するとともに、不正防止推進および研究資金等の公正かつ適正な運営・管理について周知する。 |

|                                  |  |  |
|----------------------------------|--|--|
|                                  | 研究資金等が公的研究費であり、機関による管理が原則であるという意識が希薄である。       | 研究資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に「競争的資金等の運営・管理にあたる構成員から徴求する誓約書」の提出を求める。                              |
| ルールの明確化・統一化                      | 研究資金等の使用ルールや規程等が理解されておらず、学内諸手続等の認識が不足している。     | 明確なルールを定め、使用ルール等のマニュアルを作成・配布・周知することにより、研究資金等の適切な運営・管理の徹底を図る。                               |
|                                  | 使用ルール等と運用の実態が乖離している。                           | 使用ルール等と運用の実態が乖離していないか、構成員に意見等を毎年募り、必要に応じて見直しを行なう。  |
| 職務権限の明確化                         | 職務権限の認識が希薄となり、十分なチェックが機能しない。                   | 職務権限および決裁手続を明確にした、「神田外語大学 科研費ハンドブック」を構成員に配付するとともに、コンプライアンス教育を行なう際に、職務権限と責任について明確に示し、自覚を促す。 |
|                                  | 一定金額の範囲内で研究者に発注・契約を認める場合の留意事項に関する理解が不足している。    |  |
| 告発等の取扱、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化 | 学内における「神田外語大学 研究不正の防止及び研究不正への対応に関する規程」の認知度が低い。 | 「神田外語大学 研究不正の防止及び研究不正への対応に関する規程」を学内ポータルで周知し、かつ「神田外語大学 研究関連規程集」を構成員に配布する。                   |

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 項目                           | 不正を発生させると思われる要因                                   | 不正防止の取組  |
|------------------------------|---|--|
| 不正防止計画の推進を担当する者または部署の設置      | 不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施しているにもかかわらず、不正行為が発生する。 | 学術・研究支援部は、防止計画推進部署として、その任にあたる。   |
| 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定および実施 |   | 学術・研究支援部は、内部監査室や監事と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのかを体系的に整理・評価し、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針にもとづき、統括管理責任者とともに具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、不正発生要因に応じて随時見直しを行ない、効率化・適正化を図る。 |

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

| 項目                | 不正を発生させると思われる要因          | 不正防止の取組   |
|-------------------|--------------------------|---|
| 研究費全般に関する適正な運営・管理 | 研究者が計画に沿った研究費の執行ができていない。 | 執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないかを確認し、問題があれば改善策を講じる。                  |
|                   | 研究者が経費の執行状況を把握していない。     | 研究者自身が経費の残高や執行状況を随時確認できるよう、研究費管理システムを活用する。                        |
|                   | 研究者と取引業者が必要以上に密接な関係となる。  | 一定の取引実績（回数、金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対し、不正に協力しない旨の「誓約書」の提出を求める。 |

|                    |                            |   |
|--------------------|----------------------------|---|
|                    | 研究と直接関係がないと疑われるような経費支出がある。 | 疑義が生じた経費申請については、研究者に使用目的や必要性を確認する。  |
| 物品費に関する適正な運営・管理    | 検収業務が形骸化している。              | 検収時に、学術・研究支援部担当者が必ず現物の確認を行ない、当該物品に「科研費シール」あるいは「機器備品シール」を貼付するとともに、納品書等に検収印を押印する。             |
|                    | 換金性の高い物品が適切に管理されていない。      | 換金性の高い物品については、学術・研究支援部担当者が「用品管理台帳」に記録した上で、当該物品に「管理番号シール」を貼付し、管理する。                          |
| 旅費に関する適正な運営・管理     | 出張の事実確認のために必要な情報に不足がある。    | 研究者は、事前に必要書類を提出し、承認を得たうえで出張を行ない、出張後は「出張報告書」により報告する。   |
|                    |                            | 領収証の内容等に不明瞭な点がある場合には、学術・研究支援部担当者が出張者本人および宿泊先・業者等に必要な確認を行なう。                                 |
| 人件費・謝金に関する適正な運営・管理 | 研究者が依頼した業務が実施されたか確認されていない。 | 学術・研究支援部担当者は、作業成果や実施内容、依頼内容等を証するものの提出を受け、業務が行なわれた実績を確認する。                                   |
|                    | アルバイト雇用に係る書類・本人確認等が不十分である。 | アルバイトを雇用する際、学術・研究支援部担当者とアルバイト従事予定者との間で事前に面談を実施し、勤務上のルール等を説明した上で、「雇用契約書」を直接、アルバイト従事予定者本人へ渡す。 |
|                    | アルバイトの勤務実績が適切に管理されていない。    | 学術・研究支援部担当者が「勤務届」や作業成果等で勤務実績を確認し、必要に応じて被雇用者にヒアリングを行なう。                                      |

## 5. 情報発信・共有化の推進

| 項目          | 不正を発生させると思われる要因                                   | 不正防止の取組  |
|-------------|---|--|
| 情報発信・共有化の推進 | 研究費の使用に関するルール等についての相談を受け付ける体制（相談窓口等）が整備・周知されていない。 | 学術・研究支援部が窓口となり、積極的に適正な研究費使用について指導・助言するとともに、研究資金等の不正防止関連規程・方針等の周知を図る。   |
|             | 本学内外からの不正使用等に関する相談、告発を受け付ける体制（通報窓口等）が設置されていない。    | 学術・研究支援部が窓口となり、本学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページ等により学内外にわかりやすく公表し、周知を図る。また、通報を受けた場合は、通報者の保護のもと、ただちに統括管理責任者および最高管理責任者に伝達する。 |

## 6. モニタリングの在り方

| 項 目        | 不正を発生させると思われる要因                                  | 不正防止の取組  |
|------------|--|--|
| モニタリングの在り方 | <p>定期的な監査だけでは監査体制の整備が不備であり、不正防止や抑止機能が不十分である。</p> | <p>内部監査室は、学術・研究支援部と密接に連携し、研究資金等の管理状況に関する通常監査（主に書類調査）に加え、不正リスクに重点を置いたリスクアプローチ監査（実地調査）を実施する。また、内部監査室は、監事・会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供や意見交換を行なうとともに、専門的知識を有する者（公認会計士や他機関で監査業務の経験がある者等）を活用する等して、内部監査の質の向上を図る。</p> |
|            | <p>研究資金等の適正な運営・管理体制に関わる指摘、改善等の情報伝達が不十分である。</p>   | <p>内部監査結果等については、コンプライアンス教育および啓発活動に活用するなどして周知を図り、もし問題点等を確認した場合は、最高管理責任者（学長）に対し、必要な措置を講じるよう求める。</p>  |